

旧派アーミッシュにおける福祉の概念

——アメリカ社会保障制度との対立を例として——

小坂幸三

はじめに

アメリカ合衆国が福祉国家への道を本格的に歩み始めたのは、1930年代の大恐慌下でのフランクリン・ルーズベルト大統領によるニュー・ディール政策の一環としての1935年の社会保障法（Social Security Act）の成立からである。当初の社会保障の概要は、二種類の社会保険制度（連邦直轄の老齢年金，州営による失業保険）と，三種類の州の公的扶助（老人扶助，児童扶助，盲人扶助）への連邦援助，および州の社会福祉サービスにたいする連邦補助金の交付から成り立っていた。老齢年金制度の適用範囲は65才以上の適用業種（農業従事者，家事使用人などは除外）の退職労働者に限定されていた。原資としては労使双方から給与の一定率（当初1%，3%まで漸増）が徴収された。失業保険は雇用主が賃金支払い総額の一定率（当初1%，3%まで漸増）を保険料として連邦の信託資金に納付し，連邦政府がそれを原資として各州の失業対策を援助した。ただし各州が失業保険制度を設立するとこの失業保険料の90%が納付免除されることになっていた。失業保険の適用範囲は8人未満の零細企業の労働者や，農業従事者等が除外された。1935年に成立した社会保障法は保障範囲や適用範囲を考えれば決して十分なものとは言えなかったが，個人の自助努力にすべてを任すという風潮が一般的であったアメリカにおいて，国民の生活を政府が保障するという概念をおおやけに取り入れたという点で画期的であった。

その後，社会保障法は数々の改正案を経て，現在では連邦予算の約半分が社会保障費に占められるまでになっており，「福祉爆発」という表現が用いられるまで社会保障制度が拡充した。1939年の改正では，老齢年金の適用範囲を退職労働者からその遺族や扶養家族にまで広げ，その名称も老齢保障（Old Age Insurance）から老齢遺族保険（Old Age Survivors Insurance）と変えた。1950年の改正では，老齢遺族年金の適用職種の範囲が飛躍的に拡大した。農業常用労働者，家事使用人，および非農業，非専門職の自営業者の強制加入が決まった。さらに1954年の改正で，老齢遺族年金の適用範囲がさらに広がり，自営農民，専門職的（医師，薬剤師，法律家は除外）自営業者，季節農業労働者等も強制加入の対象となった。1960年代に入ると，「偉大な社会」のスローガンのもとにリンドン・ジョンソン大統領が巧妙な議会工作を通して大幅な福祉政策の拡大を実現した。とくに1965年の社会保障法修正により，老齢者医療保険制度

(Medicare) と低所得者医療扶助制度 (Medicaid) が作られた。メディケアは65才以上の国民に入院料給付などを与え、メディケイドは公的扶助受給者および困窮者に医療費援助を行なう。これらにより老人および貧困層の医療水準は飛躍的に上昇した¹⁾。1980年代の小さな政府をめざしたリーガン政権下でも、公的扶助の一部削減を除いて、社会保障費の大幅な削減は成し得なかった。現在、事実上所得のある勤労者のほとんどが社会保障制度に包括されている。

このように第二次世界大戦後、社会保障制度の網の目がほぼ全国民に行き渡り、強制加入を原則とし、連邦政府から社会保障税が課せられたとき、旧派アーミッシュ²⁾ (Old Order Amish) の人々はどのように対応したのであろうか。旧派アーミッシュは政府からの課税そのものには反対の立場を取っていない。実際、彼らは連邦税、州税、地方税を滞りなく納めている。しかし、1955年に、はじめて社会保障制度に本格的に組み入れられたときから、旧派アーミッシュは一貫して、この制度に反対の立場を取り、社会保障税の支払いおよびそれからの便益の授受を拒否してきた。旧派アーミッシュは社会保障制度を正しく社会福祉を充実するための連邦政府による公的保険制度と解釈した。従ってこの制度は旧派アーミッシュにとって、自分たち独特の福祉の概念基盤を脅かす危険な存在と映ったため、社会保障制度に巻き込まれないために粘り強く反対運動を展開した。本稿では、旧派アーミッシュの社会保障制度に対する反対運動の軌跡をたどり、いかに旧派アーミッシュの福祉の概念が連邦政府主導による福祉政策とは相容れないかを明らかにする。

1. 旧派アーミッシュの福祉の概念

旧派アーミッシュはもちろん宗教セクト集団であり、再洗礼派の子孫として宗教上の価値観を共有し、それを基盤として同志集団からなる共同体を形成し、キリスト者としての日常生活を送っている。信仰の求心力となる教会は成人洗礼を受けアーミッシュとなることを生涯をかけて誓った自覚のある信者のみから構成される会衆的教会である。この教会を形成する教会員の集団こそが旧派アーミッシュの最も基本的かつ自律的な宗教的共同体となる。通常50世帯前後の近隣のアーミッシュでひとつの教会区を形成する³⁾。各教会区で毎年2回行なわれる聖餐式の前に教会員の日常生活の規範となる教会戒律が牧師の聖書における解釈とアーミッシュの伝統的習慣に基づき、教会員全員の合意を得て確認される。教会員が教会戒律を破ると破門され、忌避追放処分となる。各教会は独自の権限と機能を保有する自律的組織であるから、旧派アーミッシュの基本的価値観を共有していても、地域の事情や教会区独自の事情のため各教会区で教会戒律に多少の違いが見られる。いずれにせよ、この教会区こそがアーミッシュの基本的な生活範囲となり、教会区内でのアーミッシュの集団が教会戒律を共有し、日々の生活を営む基本的なコミュニティとなる。

旧派アーミッシュとしての存在意義はまさしくこの同質的な宗教共同体のなかで神の意志に対する「従順」なる下僕として同志とともに「この世的なもの」を忌避し、「この世的な生活と原理的に異なる生活を営まれたキリストのように生活することである」⁴⁾ と言える。この自我を

抑えて「従順」なる下僕となるという概念⁵⁾はアーミッシュにとって理想的なものであり、反対にプライド、自己達成、競争、個人の権利、個人の選択権、自己主張など、個人主義が強調される社会で目立つ特徴はアーミッシュに嫌悪される非アーミッシュ的な価値観である。従って一般的アメリカ人が自己達成のために懸命に働くとすれば、アーミッシュは共同体の一員として、自我を抑えて自分と運命共同体であるコミュニティの調和と発展のために働くことが理想となる。

このようにアーミッシュにとって日常生活とともに文化的自立の基盤となる同質的な共同体は自己のアイデンティティをも投影できる必要欠くべからざるものであり、アーミッシュ社会の中核をなす。それゆえ、旧派アーミッシュにとっての福祉の概念とは福祉という言葉の持っているもっとも広義の概念、すなわちこの場合、アーミッシュ共同体全体の幸福を指すと考えてよいだろう。旧派アーミッシュは私有財産制を取っており、個々の家族が生活上の基本単位になってはいるが⁶⁾、強烈な共同体指向を持っているため、その共同体構成員の福祉に対する目配りにも刮目すべき点が多々あり、相互福祉、相互扶助の精神が教会を中心としてコミュニティ全体に徹底的に行き渡っている。

アーミッシュの相互扶助の精神を表す代表的例として、シンボリックに最もよく例に出されるのが納屋建築 (barn-raising) である。火災などで家族の納屋が焼失した場合など、前もって数員の大工が納屋建築の下準備をしておき、ある決められた日に納屋が建築される旨が知らされる。当日の建築日には当事者のコミュニティのみならず近隣のコミュニティからも働き手が駆け付け、大工の指示に従い丸1日で大型の納屋を建築してしまう⁷⁾。多いときでは数百人もアーミッシュが応援に駆け付ける。女性も働き手のための食事などを用意して納屋建築の援助の一旦を担う。これは共同体全体が援助を必要とする構成員に福祉の手を差し伸べる代表的例であるが、他に様々な相互福祉の形態がアーミッシュ社会に整っている。

アーミッシュの家は二世帯が同居できるような作りになっている。地域によってその形態は異なるが、「グロスタディ・ハウス」(grossdadi house) と呼ばれる母屋に隣接する小さな家屋か、敷地内の小さな独立した家で隠居後の老夫婦は暮らすようになる⁸⁾。息子夫婦が今まで両親が住んでいた母屋を使う。隠居したといっても、長年の経験と人生の知恵を持つ老人はアーミッシュ社会では尊敬の対象となり、共同体内に於いても長老として権威が与えられている。住み慣れた家で息子夫婦と暮らしながら隠居生活に入り、熟知している教会区で尊敬を受け、権威を与えられる老齢のアーミッシュは人生で最も輝かしい時を迎えている。アーミッシュ社会では、先進国で問題となっている核家族化による老人疎外の問題は存在しない。

夫に先立たれた寡婦やその子供は親類縁者や教会員から支援を受ける。寡婦はしばしば教会から再婚を勧められる。重病者のいる家族は近隣のアーミッシュから日常生活においても、仕事上のことに関しても援助を受ける。教会区内に困窮した者がいれば、共同体全体で面倒を見る。とくに教会の執事がその任にあたり、困窮者を再起させるため、責任を持って様々な方策を考える。時には無利子または低利で必要な金銭が貸し与えられる⁹⁾。要するに、アーミッシュ共同体内において、不幸に襲われた者に対しては共同体全体でその者の福祉を支えるという徹

底した集団保障体制が確立されている。

このようにアーミッシュの相互扶助は自発的精神に基づく場合が多いが、より深刻な災害や損害に対しては、広範な地域に在住する旧派アーミッシュの多数の共同体が連合を組み、組織的な相互扶助の制度を設けている。

「アーミッシュ扶助計画」(Amish Aid Plan)にはインディアナ州エルクハート郡およびその近隣に定住する旧派アーミッシュの共同体が参加している。扶助計画の前文は次のように述べている。「この計画の施行は旧来からのやり方や相互保険会社を使い我々の財産を保全する代わりとなるものである。この計画により、パウロが『コリント人への第2の手紙』第6章14節で述べている『つり合わないくびき』を避けることができ、キリスト教の教理に対する我々の確固たる信念と信仰に不釣り合いであると思われる旧来からのやり方での財産消失に対する支払いを、神を畏敬する民として避けることができる」¹⁰⁾。この計画では、様々な教会区から選ばれた公平な立会人が損害額を見積もり、その損害額の4分の3の金額を被災者に与える。扶助計画の基金はすべての参加者から彼らの財産査定額に応じて徴収される。同様の扶助計画はオハイオ州ホームズ郡およびその近隣定住区や他の旧派アーミッシュの定住地区にも存在し、全米の旧派アーミッシュの定住区のほとんどはなんらかの形で、アーミッシュ運営のアーミッシュ扶助計画に参加している。損害額の算定方法、被災者への援助金の決定方法、基金の徴収方法は各地域の扶助計画で若干の違いが見られる。ペンシルバニア州、ランカスター郡およびその近隣の旧派アーミッシュによる「アーミッシュ扶助協会」(Amish Aid Society)は全米における組織的な扶助制度のなかで最も古くから存在し、1890年代初期に設立された¹¹⁾。

さらに1960年代から、2種類の新しい相互扶助組織がランカスター郡の旧派アーミッシュによって設立された。高騰し続ける医療費に対処するため、1966年にアーミッシュ病院扶助基金が設けられた。参加者は年会費を払うことにより、病院での治療を受けた際、治療費の内200ドルまでを自分で払い、残りの額はアーミッシュ病院扶助基金が補うことになる。アーミッシュ負債扶助計画はハイウェイなどでの事故でアーミッシュが訴訟を起こされ、損害賠償に巻き込まれた場合、円滑な援助ができるように1965年に設立された。どちらの扶助組織もアーミッシュによって運営されているとはいえ、市販されている保険と酷似している。元来、保険制度そのものに反対してきた旧派アーミッシュの考え方からすれば、これらの相互扶助組織は矛盾した存在である。このふたつの組織はアーミッシュの現実的ニードとアーミッシュの基本理念の板挟みとなっているため、どちらも参加は任意であり、参加しない教会区も多数存在する¹²⁾。

上述のように、任意的な援助、組織的な援助が旧派アーミッシュの共同体を中心として頻繁に行われており、共同体全体として価値観を共有する構成員の福祉に責任を負うという概念がアーミッシュの間に行き渡っている。結局、アーミッシュにおける福祉とは、まず第一義に、自己完結的にアーミッシュ・コミュニティ内で相互扶助による集団保障体制を確立し、ひいてはアメリカ社会という「つり合わないくびき」からの影響力を最小限に抑える理念となっている。

2. 旧派アーミッシュの保険制度への疑念

旧派アーミッシュは自然災害や火災などによる損害を保障するアーミッシュによる扶助計画を除いて、基本的に保険制度に疑念を抱いており、保険制度の適用に反対している。反対理由には宗教的要因、社会的要因、現実的要因など様々な要因が絡み合っている。

旧派アーミッシュは再洗礼派を宗教母胎としているため、当然、聖書至上主義の立場を貫いている。聖書の言葉を絶対的な指針とし、日々の行動の根拠としている。宗教上の保険に対する反対理由の第一は、聖書では、家族、親族、そして助けを必要とする者を扶養することは信仰者の当然の義務であると論している¹³⁾。旧派アーミッシュのコミュニティでは、アーミッシュの信仰を共有できない者との結婚は許されていないため、何代にも渡って同族結婚が繰り返される傾向にある¹⁴⁾。そのため共同体の構成員がなんらかの形で親族関係になっていることが多い。このような共同体では、相互扶助の精神はさらに強化され、ひいては共同体全体が、教会を中心として、とくに援助を必要とする者の福祉に責任を持つという考え方が一般化する。第二に、保険は自分の掛け金で自分や家族を守るという、自己利益的および自己救済的側面がある。ところが、アーミッシュは神の意志に対して従順なる態度を取り、救済の希望を心に秘めて日々暮らし、神による運命の決定を甘受する。従って、彼らにとって救済は神の手によるものであり¹⁵⁾、自分の運命を自分で保障するという保険の概念がアーミッシュには神に対する信頼の欠如と映る。第三に、外部社会という、「つり合わないくびき」との接触を避ける意味で、保険への参入は消極的にならざるをえない。とくに旧派アーミッシュが危惧するのは、保険会社などを通じて、損害保険などでアーミッシュ側と非アーミッシュ側とが紛糾した場合、紛糾解決のため、事件が裁判に持ち込まれる可能性がある。ところが、アーミッシュ社会ではアーミッシュが事件解決のため裁判に訴えることは原則的に禁止している¹⁶⁾。従って、このような面倒なことに巻き込まれる可能性がある保険への参入はしないほうが無難ということになる。

保険はアーミッシュ社会の存立基盤を脅かすという側面も持ち合わせている。もしアーミッシュが外部の保険制度に組み込まれれば、彼らは危機的状況の時、保険からの金銭的扶助に頼るという習慣が付くであろう。そうなれば、アーミッシュ共同体特有の相互扶助の精神は瓦解するかもしれない。アーミッシュが不運に襲われた時、必ずしも教会や親類縁者や近隣者の援助に頼る必要がなくなってしまうと、教会を中心とした共同体の求心力は著しく衰え、アーミッシュ社会からの脱落者がでてくる可能性もある。このような保険のアーミッシュ共同体に与える致命的ダメージを考慮すれば、旧派アーミッシュの保険制度への疑念も十分理解できる。

さらにアーミッシュ側からの現実的観点に立てば、すでにアーミッシュ社会のなかに自己完結的で、自律的な相互扶助システムが網の目のように張り巡らされているから、いまさら高額の保険料を支払い、馴染まない外部組織に依存する必要性もない。とくにアーミッシュの家族が多産系である¹⁷⁾ことを考えると、高齢者の扶養のための負担はアーミッシュ共同体全体と

してはそれほど重くない。さらに高齢者を尊敬し、高齢者に威厳を与えられているアーミッシュのような文化体系では、高齢年金などに依存するという発想自体が異質である。

このように外部の保険制度に対して、旧派アーミッシュは様々な反対理由を持っている。保険制度が任意であるかぎり、旧派アーミッシュにとっては何の問題も存在しない。たんに無視すれば良いだけのことである。問題は避けることのできない強制加入の公的な保険制度がアーミッシュに課せられ、外的な社会福祉制度がアーミッシュ社会に入りこんでくる場合である。ここに旧派アーミッシュとアメリカ政府による社会保障制度との対立の原点がある。

3. 旧派アーミッシュと社会保障制度との対立

社会保障法は1935年に成立したが、1954年の改正までは自営業者（自営農民を含む）は除外されていたため、農業を天職とする旧派アーミッシュにとっては問題とはならなかった。しかし1955年からは自営農民も社会保障プログラムへの強制加入の対象となったため、旧派アーミッシュは社会保障制度への対応を考慮せざるをえなくなった。元来、アーミッシュは国民の義務として国家に税金を納めることは聖書の教えからも納得しており、納税義務を滞りなく果たしている。しかし、彼らは社会保障税を税金とはみなさず、国家運営の公的保険制度への掛け金とみなした。このため、旧派アーミッシュの社会保障税の支払い拒否が続出した。

1955年、5月26日、全米のアーミッシュ定住地の代表者7名がワシントン D. C. を訪れ、社会保障制度からの免除を求める請願書を約1万4千名の署名を添えて、議会の議員や社会保障局の役人に提出した。請願書はとくに高齢遺族年金の給付金などの受益を拒否することが免除の主な要望理由であると明記していた¹⁸⁾。社会保障税を納め続ければ、彼らの子供や孫の世代も受益対象となり、受益を放棄しにくくなる。ひいては社会保障制度という名の公的保険に依存する危険性があり、アーミッシュの相互扶助の伝統と精神が損なわれてしまうことをアーミッシュは恐れた。その後数年間、プログラムからの免除を求めて、旧派アーミッシュは粘り強く関係官僚やアーミッシュ定住地域を選挙区に持つ議員の説得を試みた。さらに、議会の専門委員会で参考人としてアーミッシュ文化体系のために免除が必要である旨の議論を繰り返した¹⁹⁾。しかし、連邦政府としてはひとつの特例を認めると、様々な団体が社会保障制度からの免除を求める可能性が有り、国民の福祉向上を目指すため強制加入を前提としている社会保障制度は瓦解する恐れがあった。このため、アーミッシュの執拗な請願もいぜんとして成果を得なかった。

1958年、10月、内国税収入局（Internal Revenue Service）はオハイオ州の税金未払いのアーミッシュに対して留置権を執行した。馬などの家畜と銀行口座を差し押え、家畜は競売にかけられた。この内国税収入局による実力行使は大きな波紋を呼び、地元の新聞や一般市民から旧派アーミッシュの生活の糧を奪うことに抗議の声が挙がった。旧派アーミッシュ内でも衝撃が広がり、一部のアーミッシュは納税を遂行し始めた。地元選出のフランク・ローシェ（Frank Lausche）上院議員などが議会でアーミッシュの社会保障制度からの免除を求めて活発に嘆願

したが、状況は打開されなかった²⁰⁾。アーミッシュ資産の差し押えは他の州にも徐々に広がっていった。1961年、4月にはペンシルバニア州、ニュー・ウィルミントン (New Wilmington) に在住の農夫の馬が社会保障税未払いのため競売にかけられた。この事件はマスコミによって大きく報道されたため、アーミッシュ側に世論の同情が集まり、内国税収入局の強制執行に批判が集中した。そのため資産差し押えの措置は一時凍結された²¹⁾。

旧派アーミッシュとしても、なんとか事態の打開を図るため、1961年、9月に50名のアーミッシュの指導者が全米から集まり顧問弁護士を雇い、内国税収入局の高官と協議した。役所側は、資産差し押えと税の徴収を一時猶予することを確約し、アーミッシュ側は社会保障税からの免除の法案を議会で成立さすため、さらに嘆願活動に力を入れることになった。アーミッシュ側からの強力な働き掛けを受けて、関係議員からいくつもの免除のための議員立法案が提出され、審議された。第87議会では11の関連議案が審議され、賛否両論の末、1965年の社会保障修正案に免除規定の項目を付帯させて法案が設立した²²⁾。

免除規定の概要は次のようになった。社会保障制度からの免除を受けるためには、個人は1950年12月31日以前から設立されている宗教団体のメンバーであり、宗教的信念に基づき死亡、老齢、身体障害、退職、医療に関係するあらゆる公的、私的保険に反対であり、保険金の授受を拒否しなければならない。個人は宗教団体の教義に忠実なメンバーである証明が必要である。宗教団体は構成員に対し扶助の義務を負う。免除は宗教団体全員ではなく、個人の申請によって資格を充たしている自営業者（自営農民を含む）にのみ適用される。免除の申請は内国税収入局にたいして行い、免除は個人および宗教団体が上記の条件を充たしている間は有効である。免除を受ける者は社会保障税の納付、および社会保障制度からの利益の権利すべてを放棄する²³⁾。

法案成立により、旧派アーミッシュの自営農民は社会保障制度からついに開放されたが、問題は残った。第一に、雇用主に雇われている旧派アーミッシュ従業員は老齢年金や失業保険などの利益を受ける意図がまったくないにもかかわらず、給料から社会保障税が天引きされる。第二に、雇用主が旧派アーミッシュの場合、従業員が旧派アーミッシュであろうがなかろうが、従業員の保護を目的として社会保障税、失業保険料、労働災害補償保険料を支払う義務がある。とくに労使とも旧派アーミッシュであれば、社会保障プログラムからまったく恩恵を受ける意図のない労使双方が延々と社会保障税を支払い続けることになる。

とくに、1970年代に入りアーミッシュ定住地域の地価が高騰し農業地の確保が困難になると、旧派アーミッシュはアーミッシュの天職とされていた農業以外にも様々な職種の職業に就いた。ペンシルベニア州ランカスター郡では家族経営の店や家内工業を営むアーミッシュの数が飛躍的に増えた。大工、鍛冶屋、馬車製造などの伝統的職業のほか家具製造、玩具製造、健康食品販売などを取り扱うアーミッシュ・ビジネスマンも現われた²⁴⁾。インディアナ州のエルクハート郡、ラグレンジ郡では移動住宅などを製造する地場産業に数多くのアーミッシュが雇われている。1988年には、この地域の旧派アーミッシュの世帯主の43パーセントが工場での仕事に就いている²⁵⁾。オハイオ州ホームズ郡でも、1981年の調査では農業専従の旧派アーミッ

シュの世帯主は全体の42パーセント、21パーセントが工場労働者、28パーセントが大工などの伝統的職業という結果がでた²⁶⁾。このように旧派アーミッシュの職業形態が多様化すると、自営業のみに適用される社会保障制度の免除にたいする不満が募ってきた。隠居したアーミッシュの店主は「自分と従業員のために何千ドルも社会保障税を支払ったが、何の見返りもない期待できない」²⁷⁾と嘆いた。

このような状況変化の中、ペンシルベニア州ローレンス郡在住の旧派アーミッシュ、エドウィン・リー (Edwin Lee) は大工店を経営していたが、30名のアーミッシュ大工従業員の社会保障税を過去8年間にわたって2万7千ドルを滞納しているとして、内国税収入局から告発を受けた。リーは納税を拒否し、内国税収入局の告発に対し、連邦政府を告訴し、法廷での決着を挑んだ。連邦地方裁判所ではリー側の勝訴となったが、連邦政府は連邦最高裁判所に上告し、1982年に逆転勝訴した²⁸⁾。判決文で首席判事、ワレン・バーガー (Warren Burger) は「国はもっとも重要な政府の利益を達成することがぜひ必要であることを示せば、宗教の自由に制限を加えることは正当化される」と述べ社会保障制度はそのような国の利益にあたりと判断した。さらに、アーミッシュは雇用主になり商業活動を行なうことを強要されていないし、社会保障制度の恩恵を受けることも強要されていないと論じた。バーガー判事は「宗教上の自由を様々な信仰集団に保障する組織的社会を維持するには公益がある宗教行為に優先することも必要である」と結論づけた²⁹⁾。

このような最高裁の判決が下されたにもかかわらず、1980年代に入り旧派アーミッシュ側は、旧派アーミッシュ運営委員会 (The Old Order Amish Steering Committee) を中心組織として免除範囲の拡大を目指し、嘆願などを継続し、関心のある議員へ働き掛け、法案提出を要請した³⁰⁾。1983年2月、下院の歳入委員会の社会保障に関する小委員会で、旧派アーミッシュ運営委員会議長のアンドリュー・キンシンジャー (Andrew Kinsinger) は、明確にアーミッシュの宗教上の社会保障制度への参加の反対理由を述べ、免除の適用を受けていない同胞のために免除範囲を拡大するように嘆願した。「私たちは聖書や教会から謙虚であり、平和的であり、法を遵守する人間であるように諭されています。しかし法律と宗教が対立するとき、私たちは自分たちの宗教を守る以外方法がありません」と述べ、「私たちは政府や当局関係者の重荷になりたくないし、だれに対しても邪魔者となりたくありません。私たちは州政府や連邦政府からの財政援助をどんな形にしる望みません。再度、謙虚に言わせてください。私たちは自分たちのやり方で自分たちの世話をします。今日までそれで十分であった私たちの慣習である義援金や同胞愛により自分たちの面倒をみます」とアーミッシュ共同体の自律的な相互扶助による福祉の概念を強調した³¹⁾。旧派アーミッシュ運営委員会は1980年代、社会保障制度の問題と全面的に取り組み、上院議員、下院議員、関係省庁の官僚と折衝を行い、アーミッシュのためのロビイストの役割を十分に果たした³²⁾。

このような旧派アーミッシュの執拗な努力がついに功を奏し、1988年11月10日に約20年のアーミッシュ側の努力の成果として新法案が可決した。この後、労使双方が旧派アーミッシュであれば、社会保障税の支払いは雇用者、従業員とも免除されるようになった。また旧派アー

ミッシュ運営委員会は免除規定を旧派アーミッシュが正しく理解して申請できるように、彼らに対し新しい申請手続きの詳しい説明も行なった³³⁾。現在、非アーミッシュの雇用者の下で働く旧派アーミッシュ従業員だけが社会保障税を徴収されており、旧派アーミッシュの社会保障制度からの免除の最後の難関となっている。

お わ り に

旧派アーミッシュとアメリカ社会保障制度との対立の歴史を観察して、注目すべき特徴は旧派アーミッシュの連邦政府に対する執拗な社会保障制度からの免除範囲の拡大を求める嘆願運動である。これは自営業者の強制加入が始まった1955年前後から始まり、30年以上も続いた。一般に、旧派アーミッシュは税の徴収にはすなおに応じ、その税金の使われ方には無関心である。しかし、アーミッシュがこれほどまでに社会保障税にこだわる理由は、彼らがこれを税金とはみなさず、正しく連邦政府による公的保険の掛け金と捉えたためである。

旧派アーミッシュの福祉の概念の基本は、アーミッシュ共同体が教会を中心として構成員の福祉に完全に責任を負うという点である。そのため、様々な相互扶助の体系が整っており、相互福祉の精神が共同体全体にすみずみにまで行き渡っている。このような共同体生活のなかでは自律的共済精神がやどり、自己完結的な社会保障の体系を展開しているため、旧派アーミッシュは外部からの「つり合わないくびき」を避けることができた。

しかし、国民の福祉向上を目的とした連邦政府の社会保障制度が旧派アーミッシュに適用されたとき、彼らの目にはこの制度が不必要と映っただけでなく、アーミッシュの相互扶助精神、ひいてはアーミッシュの文化体系をも崩壊へと導く危険な公的保険制度として映った。社会保障制度がアーミッシュ社会に浸透すれば、旧派アーミッシュの子孫が社会保障プログラムから恩恵を受け、連邦政府に対する依存心が生まれる。旧派アーミッシュがなんとしても避けなかったのはまさしくこの点である。旧派アーミッシュが粘り強く長期に渡って社会保障制度からの除外を求め続けた背景には共同体の存亡にかかわるといふ彼らの危機意識が存在していた。旧派アーミッシュが社会保障制度からの免除を求めた歴史は旧派アーミッシュの福祉の概念によって構築された共同体中心の相互福祉体系がいかに公益を目的とする連邦政府主導による福祉政策とは相容れないかを物語っている。

謝辞

本論文の研究は、1993年度帝塚山学園特別研究費の助成を受けて行なわれた。ここに記して深謝を表したい。

注

- 1) ニューディールにおける社会保障法の成立から「偉大な社会」までの社会保障制度の変遷は馬場宏：「ニューディールと『偉大な社会』」（東京大学社会科学研究所編『福祉国家3 福祉国家の展開』〔2〕東京大学出版、1985年）、107-176頁。

アメリカの社会保障制度の概説書はアメリカ合衆国保健・教育・福祉省編『アメリカの社会保障制度』（光生館，1978年）。

- 2) アーミッシュと言う総称のもとに幾つかの分派が存在するが、その中で最も保守的の傾向が強いグループを旧派アーミッシュと呼ぶ。本論文でアーミッシュと言及したときは旧派アーミッシュを意味する。
- 3) 旧派アーミッシュは礼拝堂を持たないため、各教会員の家屋において、持ち回りで2週間ごとに説教、礼拝が行なわれる。アーミッシュの家屋は比較的大きいが、収容能力としては約50世帯が限度となる。このため教会区内の世帯数がこれ以上大幅に増えると、分割して新たな教会区を作る。
- 4) 榊原敵『殉教と亡命・フッターライトの四百五十年』（平凡者，1967年），16頁。
- 5) この概念はアーミッシュの日常生活の規範となり、Gellassenheit という言葉で表される。旧派アーミッシュにおける Gellassenheit の概念的説明および生活全体への影響については、Sandra Cronk, "Gellassenheit: The Rites of the Redemptive Process in Old Order Amish and Old Order Mennonite Communities," *Mennonite Quarterly Review*, 55 (January, 1981), pp. 5-44.
- 6) 同じ再洗礼派の系譜を持ち、アーミッシュと宗教的親類とも言えるフッターライト派は完全な共有財産制を実行している。
- 7) Merle Good, *Who Are the Amish?* (Intercourse, PA: Good Books, 1985), p. 99.
- 8) Stephern Scott, *Amish Houses & Barns* (Intercourse, PA: Good Books, 1992), pp. 4-5.
- 9) Ann Frances Z. Wenger, "The Phenomenon of Care in a High Context Culture: The Old Order Amish," (Ph. D. diss., Wayne State University, 1988), pp. 134-140.
- 10) *The Mennonite Encyclopedia*, (Scottsdale, PA: Herald Press, 1959), p. 89
- 11) *Ibid.*, pp. 89-90.
- 12) John A. Hostetler, *Amish Society*, (Baltimore: John Hopkins University Press, 1980), pp. 266-267.
- 13) 例えば, "If anyone does not provide for his relatives, and especially for his immediate family, he has denied the faith and is worse than an unbeliever." 1 Timothy 5:8 from *The Holy Bible*, New International Version (Grand Rapids, Michigan: Zondervan Bible Publishers, 1979).
- 14) 近親結婚の形態がアーミッシュ共同体で増えるため、アーミッシュにおける遺伝的病気の説明が医学者の注目を集めている。例えば, "Special Section: Epidemiologic Study of Affective Disorders Among the Amish, Amish Study I: Affective Disorders Among the Amish, 1976-1980; Amish Study II: Consensus Diagnoses and Reliability Results; Amish Study III: The Impact of Cultural Factors on Diagnosis of Bipolar Illness," *American Journal of Psychiatry*, 140:1, (January, 1983), pp. 56-71.
- 15) 例えば, "It is better to refuge in the Lord than to trust in man." Psalm 118:8, "Cursed is the one who thusts in man , who depends on flesh for his strength and whose heart turned away from the Lord." Jeremish 17:5, "Cast all your anxiety on him because he cares for you." 1 Peter 5 : 7 from *The Holy Bible*, New International Version.
- 16) John A. Hostetler, *op. cit.*, p. 252.
- 17) *Ibid.*, p. 102. ホステトラーによれば、アーミッシュ夫妻の平均の子供の数は約7人である。
- 18) Paul C. Cline, "Relations between the 'Plain People' and Government in the United States," (Ph. D. diss., American University, 1968), pp. 143-144.
- 19) *Ibid.*, p. 145.
- 20) William I. Schreiber, *Our Amish Neighbors* (Chicago: University of Chicago Press, 1962), pp. 36-37.
- 21) John A. Hostetler, *op.cit.*, pp. 264-265.

- 22) Paul C. Cline, *op.cit.*, pp. 154-170.
- 23) *Ibid.*, pp. 162-163.
- 24) Donald B. Kraybill, *The Riddle of Amish Culture* (Baltimore: John Hopkins University, 1989), pp. 199-211.
- 25) Thomas J. Meyers, "Population Growth and Its Consequences in the Elkhart-Lagrange Old Order Amish Settlement," *Mennonite Quarterly Review*, 65 (July, 1990), p. 315. Table 5.
- 26) Henry Troyer and Lee Willoughby, "Changing Occupation Patterns in the Holmes County, Ohio Amish Community," in Werner Enninger, ed., *Internal and External Perspectives on Amish and Mennonite Life* (Essen: Unipress, 1984), p. 61.
- 27) Donald B. Kraybill, *op. cit.*, p. 222.
- 28) Dean Breilis, "The Amish and the Law," *Time*, (April 19, 1982), pp. 26-27.
- 29) Linda Greenhouse, "Amish Must Pay Social Security Taxes for Their Employees," *The New York Times*, February 24, 1982.
- 30) Marc A. Olshan, "The Old Order Amish Steering Committee: A Case Study in Organizational Evolution," *Social Forces*, 69(2) (December 1990), pp. 607-608.
- 31) Andrew S. Kinsinger, "Statement to the Subcommittee on Social Security of the Committee on Ways and Means, U. S. House of Representatives," 9 February 1983, in *Financing Problems of the Social Security System*, Serial 98-5, (Washington D. C.: Government Printing Office), pp. 595-596.
- 32) *Minutes of Old Order Amish Steering Committee from Oct. 28, 1981 to Oct. 27, 1982*, vol. 3 (Gordonville, PA: Gordonville Print Shop), pp. 3-4. pp. 14-15. *Minutes of Old Order Amish Steering Committee from Sept. 9, 1987 to Sept. 13, 1989*, vol. 4 (Gordonville, PA: Gordonville Print Shop), pp. 26-28.
- 33) *Minutes of Old Order Amish Steering Committee from Sept. 9, 1987 to Sept. 13, 1989*, vol. 4 p. 42. pp. 45-47.